令和４年度第１回湧別町総合教育会議議案

日　時　令和５年１月１９日（木）
午後４時００分
場　所　湧別町文化センターさざ波
多目的ホール

湧別町総合教育会議

会　議　次　第

１　開　会

２　町長あいさつ

３　教育長あいさつ

４　協　議

（１）協議第１号　部活動の地域移行について

（２）協議第２号　ゆうべつ学園の開校について

（３）協議第３号　上湧別地区義務教育学校について

（４）その他

５　閉　会

協議第１号

部活動の地域移行について

部活動の地域移行について、次のように協議するものとする。

記

別紙のとおり

令和５年１月１９日提出

湧別町長　刈　田　智　之

令和４年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁　文化庁

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。
○ 令和４年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、**平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。**これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。**
○ 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。**地域の実情に応じ生徒の**スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消**することが重要。

※**Ⅰは中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ　学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）
- **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- **部活動指導員**や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- **週当たり２日以上の休養日**の設定（平日１日、週末１日）
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ　新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として**１日の休養日を設定**
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- **困窮家庭への支援**

Ⅲ　学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）
- **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
  ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- **令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ　大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）
- 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
  ※日本中体連は令和５年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

■**合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	**部活動指導員等、関係校の教師** （※ｱｽﾘｰﾄ・ｱｰﾃｨｽﾄ等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■**地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①**地方公共団体**（※複数地方公共団体の連携を含む） ②**多様な組織・団体**（総合型地域ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ、ｽﾎﾟｰﾂ少年団、体育・ｽﾎﾟｰﾂ協会、競技団体、ﾌﾟﾛﾁｰﾑ、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	**地域の指導者**（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代が一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

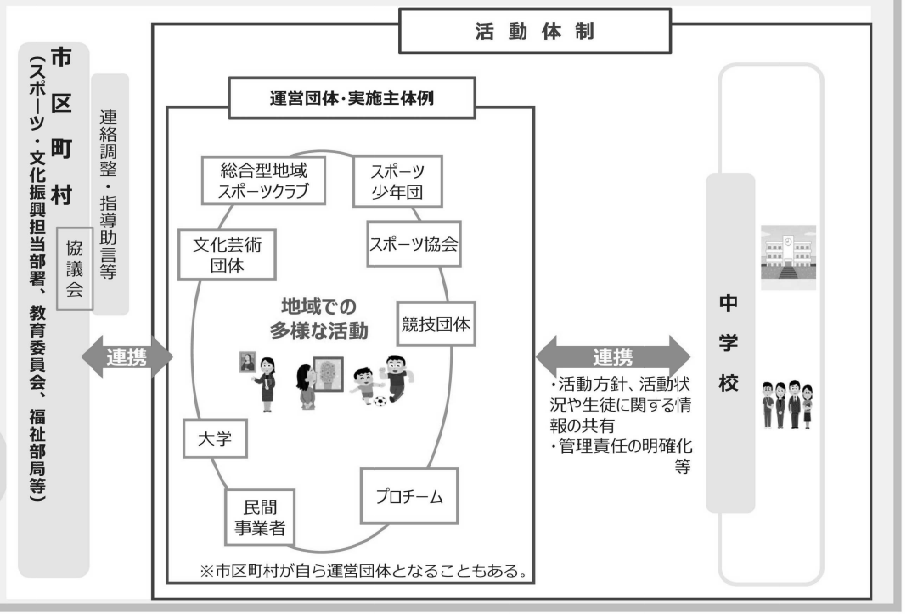

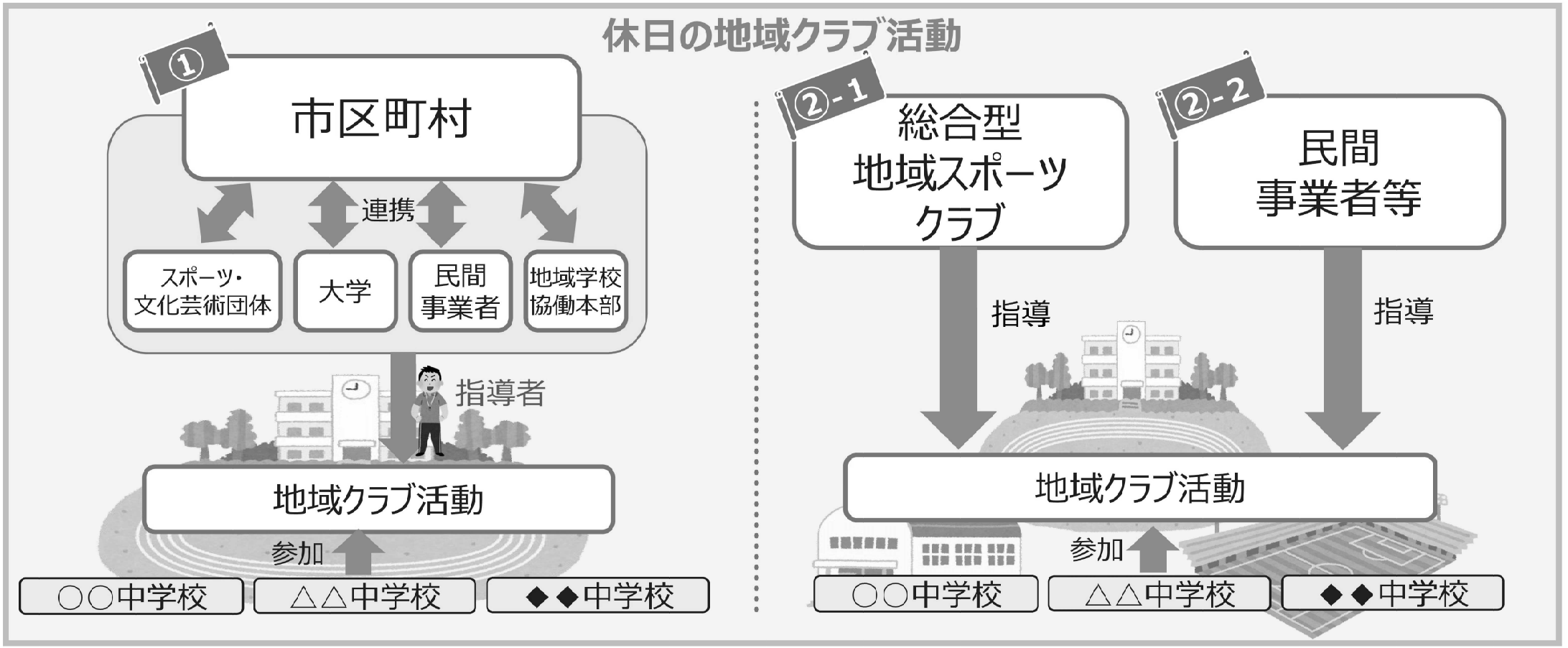
休日の地域クラブ活動
①
市区町村
連携
スポーツ・
文化芸術団体
大学
民間
事業者
地域学校
協働本部
指導者
地域クラブ活動
参加
○○中学校
△△中学校
◆◆中学校
②-1
総合型
地域スポーツ
クラブ
②-2
民間
事業者等
指導
指導
地域クラブ活動
参加
○○中学校
△△中学校
◆◆中学校

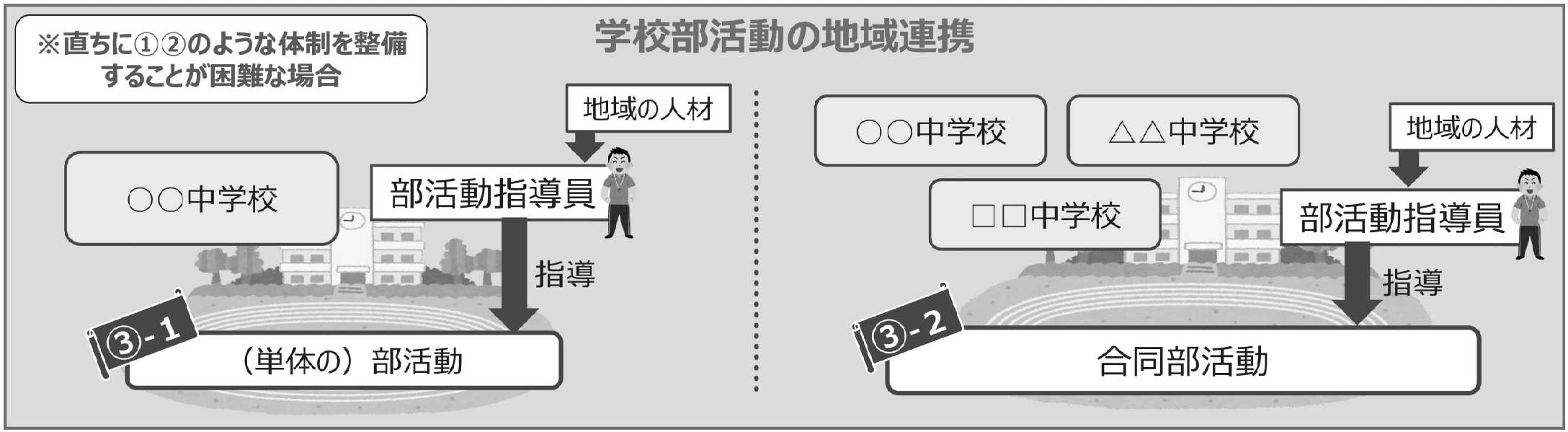
※直ちに①②のような体制を整備
することが困難な場合
学校部活動の地域連携
地域の人材
○○中学校
部活動指導員
指導
③-1
（単体の）部活動
○○中学校
△△中学校
□□中学校
地域の人材
部活動指導員
指導
③-2
合同部活動

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置　方針の提示　情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の確保

指導者の確保
マッチング

都道府県：
人材バンクの設置

学校：教師の兼職
兼業の希望の把握

活動場所の確保
活動内容の決定

学校：学校施設の
開放

生徒・保護者・
住民への周知
実施

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・**方針の提示** ・手引きやＨＰの作成、説明会の実施等を通じて**情報を発信**	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・**人材バンクの設置** 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、**協議会を設置** 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・**ニーズ・課題を把握** 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて**情報を発信**	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体との**マッチングを実施**	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の**活動場所を確保** ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における**活動内容を決定**	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の**質・量の確保**	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

協議第２号

ゆうべつ学園の開校について

ゆうべつ学園の開校について、次のように協議するものとする。

記

別紙のとおり

令和５年１月１９日提出

湧別町長　刈　田　智　之

【別紙】

ゆうべつ学園の開校について

期　日	項　　目	内　容　等
2年6月24日	湧別地区義務教育学校整備工事基本実施設計業務委託	設計委託　～R3.1.29 委託先：（株）日本工房
2年9月17日	学校用地売買契約 購入額 30,255,536円	錦町211-3ほか 売主：田中正代、美幸
2年10月1日	湧別地区小中一貫教育の推進に係る地域説明会	湧別地区義務教育学校設置に向けた地域説明会　40名出席
3年1月8日	町議会産業文教常任委員会への説明	湧別地区義務教育学校開設に向けた小中一貫教育についての説明
3年2月9日	議会全員協議会への説明	設計案やスケジュール説明
3年4月20日	学校施設環境改善交付金内定通知	エレベーター棟増築工事分 交付決定R3.6.1
3年6月9日	大規模改造工事契約	エレベーター棟増築分
3年6月18日	公立学校施設整備費国庫負担金認定通知	校舎増築工事分 交付決定R3.7.16
3年6月21日	校舎増築工事契約	建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事
3年7月15日	第1回開設準備委員会	設立総会
3年8月24日	第2回開設準備委員会	校名等協議
3年10月21日	第3回開設準備委員会	校名、校歌の案決定
4年1月27日	第4回開設準備委員会	校章の案協議
4年3月20日	大規模改造工事完了	エレベーター棟増築工事完了期限
4年3月22日	第5回開設準備委員会	校章の案決定
4年4月22日	学校施設環境改善交付金内定通知	湧別中学校大規模改造工事分
4年6月16日	湧別中学校大規模改造工事契約（校舎・屋体）	建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事

4 年 6 月 17 日	外構整備工事契約	駐車場ほか
4 年 7 月 20 日	校舎増築工事完了	工事完了期限
4 年 7 月 22 日	湧別中学校一時移転	改造工事に向け増築棟に一時移転
4 年 7 月 25 日	遊具設置工事契約	遊具５台の設置
4 年 9 月 7 日	第 9 回教育委員会議	学校設置条例等関係例規の改正
4 年 9 月 13 日	第 3 回町議会定例会	学校設置条例の一部を改正する条例の制定
4 年 11 月 10 日	学校教育法施行令に基づく北海道教育委員会への届出	学校等廃止届出書、学校設置届出書の提出
4 年 11 月 29 日	第 6 回開設準備委員会	ゆうべつ学園開設に向けた協議
4 年 12 月 20 日	外構整備工事、遊具設置工事完了	工事完了
5 年 3 月 10 日	湧別中学校大規模改造工事完了（校舎・屋体）	工事完了期限
5 年 3 月	湧別小学校、湧別中学校閉校	閉校式の実施（修了式）
	開設準備作業	新校舎への移転作業
5 年 4 月	ゆうべつ学園開校	開校式の実施
5 年 6 月	体育館増築工事契約予定	公立学校施設整備費国庫負担金活用
6 年 3 月	体育館増築工事完了予定	

協議第３号

上湧別地区義務教育学校について

上湧別地区義務教育学校について、次のように協議するものとする。

記

別紙のとおり

令和５年１月１９日提出

湧別町長　刈　田　智　之

【別紙】

上湧別地区義務教育学校整備事業について

１、基本事項

【概要】上湧別地区の小中一貫教育をすすめるため、上湧別地区の４つの小学校と１つの中学校を廃止し、新たに１つの義務教育学校を設置する。

【位置】義務教育学校の設置場所は、上湧別中学校を活用して設置する。

【校舎】

・増築工事[国負担金事業]　＞不足する校舎の増築工事。

＞工期＝令和５年７月着工～令和６年７月完了

・改修工事[国交付金事業]＞現）上湧別中学校の改修工事

＞工期＝令和６年６月着工～令和７年２月着工

【体育館】現）体育館２棟は継続利用。

【外構・グラウンド】今後検討

２、開校時期

・令和７年４月開校

（理由）

児童生徒の学校生活に支障が出ない工事方法を優先としながら、財源について国との協議を重ねて開校時期を総合的判断した。

３、事業スケジュール

別紙のとおり

上湧別地区義務教育学校整備事業の直近スケジュール（案）

（令和５年１月１３日作成）

これまでの経過

	時　期	名　　称	内　　容
1	R4/1/11-14	第１回地域説明会（4 地区）	町がすすめる小中一貫教育
2	R4/4/12-15	第２回地域説明会（4 地区）	上湧別地区義務教育学校の設置
3	R4/5/11	議会＞行政報告	上湧別地区義務教育学校の設置
4	R4/6/10	議会＞全員協議会	上中校舎の活用と設計着手
5	R4/6/16	議会＞６月定例会	設計委託料の予算計上
6	R4/12/15	議会＞行政報告	開校時期 R7 年４月に決定

今後のスケジュール

	時　期	名　　称	内　　容
1	R5/1/19	総合教育会議	
2	R5/1/下旬	設計業務の完了	
3	R5/2/9	議会全員協議会＞主要事業	新年度事業説明で事業内容を説明
4	R5/2/上旬	スクールバス素案決定	乗車対象学年、路線、停車場所、便数、時刻表、車両調達計画、運転方法（直営、委託）
5	R5/2/中～3/上旬	スクールバス案のアンケート実施（保護者向け）	保護者（保育所含む）
6	R5/3/中旬	議会＞定例会	町政執行方針、教育行政執行方針 新年度予算計上（工事等）
7	R5/4/上旬	開校準備委員会（教員組織）の本年度活動開始	全学校の教員で組織する検討会議。部会ごとに学校経営を検討。 R４年４月に発足し計８回開催済み。
8	R5/4/中旬	自治会長会議で説明	事業概要、開設準備委員会の設置
9	R5/5/上旬	学校運営協議会（5 校の合同開催）	5 つの学校運営協議会を合同開催する。開設準備委員会の設置を説明、事業概要を説明、閉校式、新学校開校式
10	R5/5/下旬	地域説明会(各地区会場) 4 地区（4 会場）	地域住民と保護者等を対象に開催する。開校年、工事概要、平面図、スクールバス運行方針、放課後児童クラブの関係
11	R5/5～6	各学校･保育所での保護者説明	同上について、各学校と保育所の保護者を対象に説明会実施する
12	R5/6/上旬	開設準備委員メンバー決定	
13	R5/6/下旬	開設準備委員会（1 回目）	